

が、とりわけ日本ではその必要性が特に高いのであります。子どもたちの間で日常茶飯に起きている陰湿ないじめ、自殺、他人に対する殺害行為や親に対する殺害等が珍しいことではなくなったのは、一体いつの頃に始まったのでしょうか。これらの世代に対し一体いつになれば私たちは自信を持って将来を託すべく安心することが出来るのでしょうか。日本の社会からいつの間にか姿を消してしまった「おもいやり」がいつ又復活するのでしょうか。日本の社会を構成する大人の社会においても青少年の世界においても「おもいやり」が復活しない限り、今の日本を暗く覆う殺伐とした世相は変わらないであろうと思われまます。

私たちは地味な活動をしながらも青少年に対する日常的な活動を停止することは出来ません。地味な活動ながらもそれらの活動を通して「おもいやり」の心を植えつけていかねばなりません。これらの活動には根気と時間がかかることではありますが、しかし私たちはあきらめてはいけません。青少年と私たちの世代間格差が無くなり、それぞれの横のつながりと縦のつながりが強まり、おもいやりが復活するまであきらめてはならないのであります。

次世代の人材育成

これは、このたび50周年記念式典を催された京都北RCの澤田会長のテーマであります。同クラブの次世代人材育成は創立まもなくから始まり、数々の心のこもった事業が展開され、今回の記念事業である小学生のオペラ観劇会にまで、引き継がれてきました。祝意とともに一例として披露させていただきます。

青少年の保護

最近大変由々しきことでありますが、ロータリーの世界にも青少年を食い物にする不貞の輩が発生してきました。すなわち青少年プログラムでロータリーが預かった青少年に対し、セクハラや虐待などを行うロータリアンが少なからず現れてきたということでもあります。

全世界で毎日何千人もの青少年交換学生をロータリアンが家庭に受け入れています。青少年交換学生を受け入れることによってお互いの文化を理解し合い、その文化の違いを乗り越えて国際親善の輪を広げ、健全な青少年を育て上げています。健全な青少年を育て上げるという意味では、インターアクトクラブ、ローターアクトクラブ、ライラ、ロータリー財団奨学生、米山奨学生への支援を始めとする青少年育成プログラムも同様であります。それが、こともあろうにロータリアンがこれらのプログラムで預かった青少年をあるうことかセクハラや虐待で攻撃するということは何たることか開いた口が塞がりません。こうした事態は、何

も海外だけの出来事ではないのであります。現に日本でも何件も起きているのであります。地区ロータリアンの皆様、このような事件の発生と自分達は無縁だとは決して思わないでください。文化の違いによって例えば頭を撫でることが日本では人を褒める際によく行われることでありますが、外国から来た奨学生にとってはそれがとても不愉快なことでありセクハラにもあたることがあるということを経験しておいてください。ましてや、故意にセクハラ行為を行ったり性的欲求不満の捌け口にしたり、又、虐待をしたりなどすることは言語道断であります。虐待と言えば大袈裟ですが、食事を与え忘れるのも虐待の一種となりますので注意してください。

RIは最近交換学生からの訴訟の提起の多さに音を上げ、地区に対し青少年交換に関する条件を提示してきました。なかにはホストファミリーになるロータリアンの前科が無いことの証明など、日本では到底受け入れられない条件もありましたが日本には最終的に次の3点を受け容れなければ青少年プログラムを停止すると通告してきたのであります。

1つは地区に青少年交換学生を被害から守るために危機管理委員会を設置すること、1つは地区または多地区合同で委員会を設置し法人格を取得すること、もう1つは青少年交換学生がロータリアンから被害を受けた場合に備えて保険をかけることの3つであります。

当地区では外部委員として2名の女性の医師及び弁護士に入って頂きガバナーを委員長とし青少年関係委員会の委員長及び広報委員会委員長を委員とする危機管理委員会を立ち上げました。ガバナー会内にNPO法人も立ち上がりました。保険加入も間近であります。保険がかかったからといって手を抜くことなく、交換学生だけでなくロータリーが預かる全ての青少年に対する保護策を強化させていくことがこれからの課題であると考えております。

最後にこの4月の規定審議会で^{*}採決された制定案の中には、会員が青少年保護に関する法に違反した場合に対処する備えとして、RI細則で規定しておこうとしているところがみえ、それが世界の現状であって延いてはRIの現況であることも知ることが出来ますし、前記3点セットの外に交換学生にセクハラ等の被害が発生したとの訴え(事件)が発生すればその訴えがあった時からガバナーを通じて72時間以内にRIに報告するよう要請されている点もご理解下さいませ。

※ 詳しくは各クラブ事務局に送付済のRI2007規定審議会決定報告書にある採択制定案07-37をご覧下さい。